

## 医療費通知書を配布しました

共済組合では、医療費に対する認識と理解を深め、皆様の健康管理に役立てていただくとともに医療機関等からの不正請求防止を目的として「医療費通知書」を作成し、対象の組合員に配布しています。

「医療費通知書」が届いた際には、記載内容を確認し、診療日数や支払金額に不審な点がないか確認するとともに、ご自身や家族の受診状況を再確認のうえ、はしご受診や頻回受診を避けるなど、無駄のない適正な受診を心掛けていただくとともに、引き続き医療費の節減に御協力をお願いします。

さて、平成29年度税制等の改正により、医療費控除の申告手続が改正され必要項目を満たした「医療費通知書」に限り、平成29年分の確定申告から所得税等の医療費控除の申告の際に医療費の明細書として活用できることとされました。

この改正に伴い医療費控除に対応した「医療費通知書」を配布していますが、確定申告の際には次の点に御注意くださるようお願いいたします。

なお、「医療費通知書」は再発行できませんので、紛失等されないよう御注意ください。

### 【注意点】

#### ○ 記載受診期間

「医療費通知書」は、医療機関からのレセプト（診療報酬明細書）の情報を基に作成しています。レセプトが共済組合に届くのは診療月の3ヵ月後になりますので、今回配布しています「医療費通知書」は、平成30年1月～10月診療分までになります。

平成30年11月及び12月診療分については、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付してください。（この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存してください。）

また、医療機関等の事情により、レセプトが通常より遅く届く場合がありますので、その場合は同様の手続が必要です。

#### ○ 医療機関等の名称の欄が空白の場合

主に整骨院等の受診の場合は、領収書に基づいて「医療費通知書」に必要事項を補完記入していただくか、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、

その明細書を申告書に添付してください。（この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存してください。）

○ **記載内容**

受診者名、医療機関名、診療年月、日数、診療区分、医療費の負担状況が記載されています。詳しくは、「医療費通知（記載例）」をご覧ください。

○ **医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。**

## 医療費通知書（記載例）

(氏名) 共済 太郎

(所属所名) ○○市 △△課

お知らせする診療年月は平成30年1月～平成30年10月診療分です。

受診者名 医療機関名	診療 年月	日 数	① 診療区分・給付種別	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
				医療費総額	法定給付額	公費負担額	窓口負担額	家族療養費 附加金 等	高額療養費	支給額	確定申告用 自己負担額
共済 太郎 ○○大学病院	30.2	10	医科入院	500000	350000		150000	57400	67570	124970	25030
			入院時療養費等	7930	3610	4320					
共済 花子 △△病院	30.3	2	医科入院外	30000	21000		9000				9000
			調剤	20000	14000		6000				6000
共済 花子 □□薬局	30.3	2	調剤	20000	14000		6000				6000
共済 一郎 ××歯科	30.4	3	歯科入院外	8000	6400	1100	500				500
合 計				565930	395010	1100	169820	57400	67570	124970	44850

① 医科、歯科、調剤、入院、外来等の区分

② 診療区分ごとの医療費総額（10割）

③ 共済組合の負担額（7～9割＋現物高額）

④ 国・県・市町村等からの助成額（市町村等が実施する乳幼児等の医療費助成事業については、実際は一部負担がある場合も全額公費負担額に記載されることがあります。）

⑤ 医療機関の窓口で負担した額

⑥ 窓口負担額から高額療養費と基礎控除額を控除した額（100円未満切捨て、最低支給額1,000円）

⑦ 償還払いの高額療養費（窓口負担額から高額療養費の自己負担限度額を控除した額）

⑧ 共済組合が組合員口座に送金した額（⑥＋⑦）

⑨ 共済組合から給付を受けた後の自己負担額（共済組合が把握していない医療費助成等を受けている場合は、その額を御自身で差し引く等訂正して申告していただく必要があります。）